

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第19号

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市長直轄組織及び部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の市長直轄組織及び部</u>を置く。</p> <p>市長直轄組織防災課</p> <p>行政経営部</p> <p>交流活力部</p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>都市整備部</p> <p>(市長直轄組織の事務分掌)</p> <p>第2条 <u>市長直轄組織は、社会情勢の変化に伴う課題に総合的かつ迅速に遂行することを使命とし、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) <u>防災に関すること。</u></p> <p>(2) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(行政経営部の事務分掌)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>(交流活力部の事務分掌)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部</u>を置く。</p> <p>行政経営部</p> <p>交流活力部</p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>都市整備部</p> <p>(行政経営部の事務分掌)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>(交流活力部の事務分掌)</p>

第4条 <省略>

(市民生活部の事務分掌)

第5条 <省略>

(健康福祉部の事務分掌)

第6条 <省略>

(都市整備部の事務分掌)

第7条 <省略>

(委任)

第8条 <省略>

第3条 <省略>

(市民生活部の事務分掌)

第4条 <省略>

(健康福祉部の事務分掌)

第5条 <省略>

(都市整備部の事務分掌)

第6条 <省略>

(委任)

第7条 <省略>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。